

# 令和 2 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 4 回 臨 時 会 (第 1 号)

招集年月日	令和 2 年 11 月 19 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	令和 2 年 11 月 19 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
	閉 会	令和 2 年 11 月 19 日 午前 11 時 8 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12 名 欠席 0 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (11)	佐 竹 一 夫	○	6	藤 原 修 治	○
	副議長 (5)	福 島 教 次 郎	○	7	岩 根 和 博	○
	1	日 高 学	○	8	山 本 幹 雄	○
	2	中 原 保 彦	○	9	安 田 勝 司	○
	3	波 多 野 康 博	○	10	箕 根 正 一	○
4	原 克 美	○	12	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名員	7番	岩根和博	8番	山本幹雄
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	教育課長補佐	吾郷真彦
	副町長	岸本建夫		
	教育長	阿川俊治		
	総務課長	木川士朗		
	住民課長	行田綾子		
	健康福祉課長	松嶋由香里		
	会計課長	井上陽生		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 令和2年美郷町議会第4回臨時会議事日程

## (第 1 号)

令和2年11月19日(木) 午前9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決  【条例案】  議案第90号 美郷町新型コロナウイルス感染症感染者等の差別、偏見等防止条例の制定について  議案第91号 美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  【予算案】  議案第92号 令和2年度美郷町一般会計補正予算(第11号)  議案第93号 令和2年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)

(開 会 午前 9時30分)

●佐竹議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から、令和2年美郷町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、美郷町議会会議規則第127条の規定により、7番・岩根議員、8番・山本議員を指名いたします。

日程第2、会計の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。議長のご許可をいただきましたので、8点ご報告を申し上げます。1点目に、古河電気工業株式会社との包括的連携協定の締結についてです。11月24日に、東京都千代田区丸の内には本社のある古河電気工業株式会社と包括的連携協定を締結いたします。この協定で、美郷バレーの協定締結は8件目となり、企業としては3件目になります。古河電気工業は、ご存じのように日本有数の企業グループ、「古河三水会」の中核企業であり、世界シェアNo.1製品をいくつも持たれるなど、優れたコア技術を有する日本を代表する企業です。一方、美郷町は高齢化、人口減少による課題が全国に先駆けて深刻化している地方自治体の1つであると同時に、そうした中であって、山くじらの取り組みに代表されるように産官学民が一体となって、知恵と工夫で課題を克服しようとしている地域です。こうした全く接点が見出せないように見える、対極にあると言っても過言でない東京の大企業と地方の小さい基礎自治体がお互いの強みを認め合い、連携協定を結ぶ運びになったことは、大きな意義があるものと考えます。連携の対象分野としましては、まずは、獣害対策と防災、減災の分野を設定しており、今後範囲を広げていくことを考えています。古河電気工業は、美郷町に蓄積された獣害対策の知見、美郷バレーに参画している産官学民や、

麻布大学江口客員教授からの専門的知見などを生かし、獣害対策の新技术開発に取り組まれる予定であり、古河電気工業が磨いてこられた技術的な切り口が加わることで、美郷バレーの取り組みを一層進化させていきたいと考えています。また、防災、減災対策についても、製品開発や実証研究を計画しておられ、技術力を活かした新しいアプローチによる防災、減災などの取り組みを進めていきたいと考えています。美郷バレーを契機とした連携が、獣害対策にとどまらず防災・減災のようなさまざまな分野に波及し、課題解決の取り組みが進んでいくことは大変望ましいことと考えており、一層連携の幅を広げ深めていきたいと考えています。2点目に、ドローンを使った物流の可能性調査についてです。美郷町をはじめ中山間地域では交通手段や商店の減少等により高齢者等の買い物が困難になりつつあり、一方、配送事業者におかれては、都市部の物流量増加等による人手不足が懸念されており、物流量に比べ配送区域が広く配送事業者にとって効率のよくない中山間地域では、今後の配送サービスの維持が大きな課題となっています。このような課題に対応していくため、環境省の補助事業の採択を受けて、人とトラックから、ドローンによる無人配送への転換に向けて、佐川急便株式会社と共同で調査、実証実験を行います。この調査は、ドローンの普及拡大による住民サービス、防災対策を推進する全国組織の一般財団法人空の駅協議会や、産業用ドローンなどの開発、販売などを行うイームズロボティクス株式会社の全面協力も得て行います。調査は令和2年12月から開始予定で、防災公園を拠点に中継点である公民館のうち数カ所にドローンを飛ばし、電波状況や気象状況、運行システムや目視外飛行のテストなどを行います。基本的に江の川とその支流を飛行する予定ですが、一部陸地を飛行する箇所もありますので、該当地域の自治会長様等にご説明のうえ、調査を実施します。この事業により、年度内に最適な飛行ルートや最大積載量などを示した事業化計画を策定し、その計画を基に来年度、実証実験を行っていく予定です。第1弾の実証実験が始まりますが、これにとどまらず、今後も、物流をはじめ防災、農林業、観光等の様々な分野の課題に対し、広く事業者からの提案をいただき、ドローン活用の先進地を目指していきたいと考えています。3点目に窓口手数料のキャッシュレス化の開始についてです。美郷町は、本年4月、経済産業省から全国29のキャッシュレスモニター自治体の1つとして指定を受けており、この中の取り組みの1つとして、公金支払いのキャッシュレス化を掲げています。この度、キャッシュレス決済の大手であるpaypay株式会社と協定を締結し、12月1日から窓口のキャッシュレス化を実施いたします。窓口でのpaypay支払いは島根県内では初になります。対象は、住民課窓口での住民票、印鑑証明などの発行手数料や各課で支払うコピー料や町発行の刊行物販売代金などです。今後ますますキャッシュレス化の流れは進んでいくと思われませんが、これを手始めに町だけではなく、町内業者への普及も期待しています。4点目に美郷町魅力再発見プロジェクト「みさと。」の世界的なデザイン賞受賞と公式ホームページの扉ページリニューアルについてです。昨年10月にリニューアルした美郷町公式ホームページは、3大アワードと言われる3つのウェブデザインの世界的な賞を受賞したことは以前にご報告申し上げました。これらに続き、今年は、「Communication

Arts 2020」という賞と「Red Dot Award 2020」という世界的に権威がある2つの賞を受賞いたしました。特に「Red Dot Award」は、海外ではアップルやオーディ、ノキアなど、国内ではSONY、NIKON、CASIO、ポーラといったそうそうたる大企業が受賞されている賞です。今回の受賞は、自治体の枠にとらわれない斬新なサイトデザインに加え、タブロイド誌の全戸配布や写真展の開催といった町民の誇りを醸成する活動など、「みさと。」のリブランディングの取り組み全体が評価されたものです。3大アワードの受賞に続いて、世界的に権威ある2つの賞を受賞したことは大変名誉なことであり、リブランディングの大きな成果でもありと考えています。また11月6日に、公式ホームページ扉ページを新たにリニューアルをいたしました。昨年のリニューアルでは暫定版として扉ページ公開しておりましたが、行政の枠にとらわれないホームページであることをコンセプトに今後、長く使っていくこと、必要な情報に辿り付きやすいこと、今後のコンテンツの追加にも対応できることといった視点でリニューアルを行いました。作成受託者のシフトブレインにおかれても「これまでにない大変よいものができた」との話をいただいています。最新のアニメーション技術を取り入れて、自治体のホームページには類を見ないものとなっていますので、ぜひ1度ご覧いただければと思います。新たな受賞や今回のリニューアルを機に、町の魅力発信をさらに進めてまいりたいと思います。5点目に、ふるさと納税の状況についてです。令和2年度の状況は、10月末時点で、通常寄附が646件、1460万円余り、7月豪雨災害寄附として259件、142万円余りの合計905件1602万余りの寄附をいただいています。昨年度通期の寄附件数と金額が498件、1354万円余りでしたので、7カ月経過時点で既に昨年度の実績を大幅に上回っています。これまでみさ坊の活動や公式ホームページリニューアルなど情報発信力の強化に取り組んでまいりました。公式ホームページ閲覧数は、リニューアルから1年経過してもリニューアル前と比較して大幅に高い水準で推移をしています。こうした情報発信力の強化による認知度、好感度の向上がふるさと納税額増加の大きな背景になっているものと思います。また、直接的には、返礼品の拡充も要因の1つと考えられます。現在98品目の返礼品まで拡大をしています。この度、「みさと。」エコバックや美郷町オリジナルカレンダーなどユニークな商品も加わり、年末に向けてはさらに三瓶そば、杵つき餅などの追加も予定をしています。年末に向けて、ふるさと納税が最も活発な時期を迎えますので、議員の皆様におかれましても、町内外のお知り合いへお声かけいただくなど、ふるさと納税額アップへのご協力をお願いしたいと思います。6点目に、社会情報大学院大学との連携によるオンライン政策提言の取り組みについてです。東京都新宿区にある専門職大学院社会情報大学院大学の牧瀬稔特任教授がご担当される科目「自治体経営とコミュニケーション」で、社会人大学院制から美郷町の将来に向けた政策提言を受けることになりました。牧瀬特任教授は、多くの公的機関での研究活動を経て、現在は関東学院大学法学部地域創生学科の准教授と社会情報大学院大学の特任教授を務めていらっしゃいます。自治体経営やプロモーションなどの専門家であり、関係人口より一層地域と濃く関わり、「地域に対する誇りや自負心を

持ち、地域づくりにいきいきと活動する者」と定義される「活動人口」という概念を提唱されています。牧瀬教授が日本経済新聞のコラムに「活動人口」という概念を提唱された記事を見、教授とオンラインで意見交換を行ったことがきっかけとなり、今回のような企画のご提案をちょうだいしました。10月31日には、先生の授業に私が講師としてオンラインで出席をし、町の概要説明、政策提言テーマの背景などの講義、大学院生との質疑応答・意見交換を行いました。来年2月に、今回の講義などを踏まえ社会人大学院生からの政策提言を受ける予定にしています。社会情報大学院大学では、大手企業の広報部門などに勤務する社会人の方が働きながら学んでおられます。専門的な知識や様々な職務経験を持つ社会人大学院生の方からは、実践的で質の高い政策提言をいただけるのではないかと期待をしています。また、今回の連携は、今後の町の施策の検討にあたりましても参考になる可能性があるのではないかと考えております。7点目に、電子入札の実施についてです。参加業者の負担軽減や事務の効率化のために準備を進めていました電子入札を9月から実施をしています。対象は、工事と測量、設計等の業務であり、この電子入札の実施に併せて、工事について予定価格の事前公表を行っています。これまで2回の入札を行いました、順調に実施をされております。8点目に、職員の採用の予定についてご報告します。採用試験を行い、12月1日付で1人を採用する予定にしております。以上で行政報告を終わります。

#### ●佐竹議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本臨時会に提案を受けております議案は条例案2件、予算案2件の計4件であります。

議案第90号から議案第93号までの4議案を一括上程いたします。

それでは議案第90号から順次、提案理由の説明を求めます。

#### ●佐竹議長

番外、町長。

#### ●嘉戸町長

それでは議案第90号につきまして、私からまずご説明申し上げます。条例案につきましては、10月23日の全員協議会でご説明を申し上げ、ご意見ご提案をいただきましたが、議案提出にあたり改めて条例の制定趣旨を申し上げます。現在、新型コロナウイルス感染症による人権侵害が全国各地で起こっております。感染者の方が孤立し、精神面やまた、ご家族も含めて被害を受けられる、そして、対応の最前線におられる医療関係者などのエッセンシャルワーカーへの偏見的言動などの事例が数多く発生をしています。特にインターネット上での被害は影響も大きく深刻な問題になっています。県内におきましても、クラスターが発生した松江市の高校では、ネットやSNSなどによる深刻な人権侵害が発生し、またこれ以外の地域でも根拠のない噂が広まったケースもあります。こうした行為は、感染者の方などを傷つける重大な人権問題です。加えて、感染確認による人権侵害を恐れて、体調不良や感染の可能性があっても検査をしない、病院の受診を控えるといった行動につながる感

染拡大防止にも悪影響を及ぼす重大な問題です。10月23日の全員協議会の後には、条例案へのパブリックコメント募集を行いました。条例の趣旨を踏まえた前向きなご意見をいただき、結果につきましてはホームページで公表をしています。その他にも、早期の制定を望むご意見や、私自身へも直接いい条例を作ろうとしているといった賛同の声も町民の方からいただきました。行政として差別、偏見をなくす強い意志と、町民のみなさん及び町外の方に良識ある行動をとってもらうための明確なメッセージを示し、美郷町一丸となり差別等の防止に取り組むとともに、町民を被害から守ることを目指し、条例を制定したいと思います。議案内容につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします

●佐竹議長

総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第90号について、ご説明いたします。全員協議会での説明と重なるところもございますが、改めて条例の概要についてご説明申し上げます。本条例は、第1条にありますように、新型コロナウイルス感染の感染者等への感染症に関連した差別誹謗中傷等の人権侵害の防止に、町一丸となって取り組むとともに、人権侵害に対して適切な対応を行うことで、感染者等の孤立をなくし、互いに支え合い、人権が尊重される地域社会づくりを目的として定めるものでございます。第2条では、条例中で使用する用語の定義を定めております。第2号の感染者等には、全国的に人権侵害の対象となっている方を含合しております。第3条では、条例構成の核心となる基本理念、何人も新型コロナウイルスに感染したこと等を理由に人権侵害行為をしてはならないことを定め、第2項で条例の目的達成のために、町、町民、事業者が協力して取り組むことを定めております。第4条から第6条は第3条を踏まえて、町、町民、事業者の責務を定めております。第4条の町の責務では、第1項で取り組みの基本は、啓発であること。第2項で町は住民に一番近い相談先として相談に応じ、心身のケアのための情報提供、助言等の支援を行うこと。第3項で、これらの取り組みにあたり、国、県等と連携して取り組むことを規定しております。第5条第6条では、第3条を踏まえて町民、事業者の責務を規定しております。基本理念を理解し、新型コロナに関する正しい知識を持ち、人権侵害行為をすることのないようにすることを定めております。第7条では、抑止牽制効果を狙い、人権侵害行為に対する対策を定めております。ネット被害など人権侵害行為を把握した場合や、当事者から申し出があった場合に、事案の内容を踏まえて適切な措置を講ずることとしております。措置は、調査、啓発、要請、インターネットモニタリングや削除要請、行政通報などを想定し、事案の内容を踏まえて検討いたします。また、これらの措置が問題の解決に役立ちより効果的に進めるため関係機関団体との連携、他の制度の活用等も想定しております。措置を講じた場合の概要の公表につきましては、事案の内容を考慮の上で公表することができることを定めます。具体的には、問題解決への影響や、申し出者の意向なども踏まえて検討いたします。また個人情報保護の観点か



ら、申し出者の個人情報を守られることが前提となります。第8条では、相談を受けた場合やモニタリングの手順、行政通報等を行う場合や、公表する場合の目安、考え方等を内部ルールとして定めることを想定しております。附則について申し上げます。この条例は冬季にかけて感染拡大も予想され、早急な実施が必要なことから、公布の日から施行することといたします。また、終期を今後感染拡大が一定程度収束するであろうと思われる令和4年3月31日としますが、その時点での感染状況と人権侵害の状況を考慮し、見直し、継続する場合も想定しております。以上で議案第90号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。続きまして上程いただきました議案第91号について、ご説明いたします。この条例は、令和2年の人事院勧告、この勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正の閣議決定を踏まえ、一般職員の期末手当について、0.05月引き下げるものでございます。新旧対照表をお開きください。この条例は、美郷町職員の給与に関する条例を2条構成、2段階で改正するものでございます。第1条で、令和2年度の期末手当の支給割合を改正し、第2条で、令和3年度の期末手当の支給割合を改正いたします。新旧対照表の1ページをご覧ください。第1条の改正について、ご説明いたします。第18条第2項で、期末手当の支給割合を100分の130から、100分の125とし、12月に支給する期末手当の支給割合を0.05月引き下げます。これにより、令和2年度の期末手当の合計支給割合を2.6月から、2.55月に改定します。続いて、第2条の改正について説明いたします。この改正で、令和3年度の期末手当の6月と12月の支給割合を均等にするものでございます。第18条第2項で、先ほどの改正で、支給割合を100分の125としたものを、100分の127.5とします。これにより、令和3年度の期末手当の合計支給割合は、令和2年度の合計支給割合と同じ2.55月とするものでございます。議案の方に戻り、附則の欄をごらんください。この附則では、先ほど説明申し上げました規定の施行日を定めております。この条例の施行日は公布日といたします。ただし、第2条の規定は令和3年度の期末手当に係る改正のため令和3年4月1日から施行することといたします。以上で議案第91号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

上程いただきました議案第92号、令和2年度美郷町一般会計補正予算第11号について、ご説明を申し上げます。補正第11号は、この度、バリ島マス村技能実習生、こちらのコロナ禍における日本語教育、こうした支援のための補正でございます。具体的な補正額は歳入歳出それぞれ54万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億509万3000円とするものです。予算事項別明細書の内訳により、歳入の方から説明をさせていただきます。6ページの方をお願いします。2歳入でございます。款18繰入金、項2基金繰入金目1財政調整基金繰入金です。歳出計上につきましては54万円をこの度財政調整基金をもって充当をいたしたいというふうに思っています。続いて、歳出でございます。

7ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、説明欄001企画費補助金でございます。技能実習生の就学支援といたしましての補助金、一人当たり9万円6名分計54万円です。尚、この度、参考資料としてお付けしておりますペーパーにつきましては、企画推進課長の方から、説明の方を申し上げます。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今回の補正予算につきましては、10月23日の全員協議会で状況をご説明申し上げましたバリ島マス村からの技能実習生候補者受け入れに関する予算であり、提案趣旨を申し上げます。バリ島マス村からの技能実習生は、4事業者から計8人の受け入れ希望があり、現在、3事業者6人の候補者の人選が終わっています。9月からは、技能実習に必須のバリ島側の送り出し機関が実施する事前研修が再開し、コロナ禍で遅れながらも、準備が進んでいくと考えていたところですが、世界的なコロナ禍の影響は、観光を主要産業とするバリ島やマス村では特に大きく、経済状況は非常に悪い状況が続き、生活困窮をされてる方が大幅に増えているとのこと。技能実習生候補者も経済的に困窮をし、必須の3カ月の事前研修を受けることができない状態となっています。このままでは、技能実習生の受け入れができなくなる、時期の見込みが立たなくなるという事態になるという深刻な状況です。技能実習生候補者は、日本に来て美郷町で働くという決心をされ、前向きに準備をしてこられました。コロナ禍で事前研修が中止されていた間は、ユダ村長ご自身が費用を捻出して、日本人の講師を雇われて、無料の日本語の講義を行い、そこで、技能実習生候補者は勉強をつながれておられます。また町内では、事業者の方は、慢性的な人手不足に困っておられ、その解消のために、今回の技能実習生受け入れに期待をして準備を進めておられます。技能実習生が来られなくなることは、事業者の事業計画にも悪影響を及ぼしかねません。コロナ禍で、多少の遅れはあっても、受け入れに向けて、町はもちろん技能実習生、マス村、町内事業者といった関係者みんなが準備をし、期待していた取り組みがコロナ禍という不可抗力で美郷町に来られる最終局面の手前で止まっています。しかし、この事態は美郷町が手を差し伸べることで、解消できると考えます。この解決のため、コロナ禍への対応に限って、技能実習生候補者の事前研修費用に対し、就学支援金という形で支援をしたいと思えます。美郷町とバリ島マス村との信頼関係と交流の発展はもちろん、事業者の人手不足という課題解決のために、必要な施策と考えています。どうぞよろしくお願いいたします。議案内容につきましては、担当課長からご説明いたします。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

それで私の方から説明をさせていただきます。まずもって、10月23日の全員協議会におきまして、奨学金という形での制度設計ということで行うとしておりましたけども、その

後の検討におきまして、この支援は、新型コロナウイルス感染症の影響によるいわば期間を限定させていただいた支援であるという形で、恒久的な制度ではない、そういった観点から、奨学金という名所ではなく、就学支援金というふうにさせていただいております。しかしながら、支援の内容につきましては、奨学金と同じでございます。それではお配りしております参考資料の方をお願いいたします。まず目的でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な理由で、送り出し機関が実施する事前研修、日本語学校での就学の受講が困難な技能実習生候補者に対して、就学支援金を給付するものでございます。事前研修費用につきましては30万円、総額で30万円となっております。それから2つ目でございます。支援金の対象者でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によって、経済的な理由で送り出し機関の事前研修を受講することが困難な技能の実習生候補者でございます。バリ島マス村出身者に限るということでございます。先ほど町長の方からも報告がありましたように、マス村から推薦された6名の方が対象ということです。3番目の給付額及び給付期間でございます。就学支援金の給付額は月額3万円でございます。給付期間の上限は事前研修期間、これは3カ月でございますので、それを上限とさせていただいております。そうしますと、1人あたりの就学支援金の上限は9万円という形になります。改めてございますが、この就学支援金制度は、今回6名に限った支援でございます。支援金の予算額は54万円です。5番目の就学支援金の給付方法ですが、まず町からマス村へ就学支援金の方を送金をさせていただきます。マス村におきまして、経済的に真に困窮な状況である技能実習生候補者の確認をしていただいた後に、月ごとに給付をしていただくという形を原則とさせていただきます。また町におきましては、マス村に給付状況を毎月確認をさせていただきます。また送り出し機関につきましても、奨学金受給者の出席状況を毎月確認をさせていただきますと思います。6番目の就学支援金の免除でございます。技能実習、これは3年間でございますが、これを終了した方は全額免除という形です。また、実習期間が3年以下であった場合、これにつきましては技能実習期間の月数に応じまして、以下の計算によって、返還額の方を決定させていただきます。返還金額につきましては、給付させていただいた総額から免除額を引いたものでございます。その免除額につきましては、給付総額に技能実習を受けられた期間、これは月数でございます。これに36分の1を乗じた金額の方で免除額の方を算定いたします。下の方に例を記載しております。例えば、この場合でいきますと、2年2カ月という形でございますが、返還額につきましては9万円から2年2カ月分でございますので、6万5000円が免除額ということで、返還金額の方は2万5000円となるという形でございます。このような形の方で、制度の方を運用していきたいと思っております。以上で説明の方、終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

### ●松嶋健康福祉課長

上程いただきました議案第93号、令和2年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。まず7ページの歳出をごらんください。歳出、款1総務費、項1総務管理費目1一般管理費でございます。節8報償費30万円でございます。これは、国から支給される予定になっております新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として、沢谷診療所分の医療事務1名分と大和診療所職員5名分の合計6名分でございます。一人当たり5万円ですので5万円掛ける6名分で30万円となっております。11需用費、次に需用費でございますが、17万1000円でございます。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策として、今後流行が予想されますので、診療所の環境整備のための設備費というか事業費となっております。これはサーマルカメラの大和診療所におけます職員のシャワートイレの取替修繕、コロナ対策も兼ねまして、として17万1000円を計上しております。それから役務費、次28万5000円でございますが、これは大和診療所におきまして今後発熱者が来られる予定がございますので、発熱者の待合用のプレハブを設置する予定にしております、その電源の工事費とプレハブの建物の設置手数料として28万5000円を計上させていただきました。それから、14番の使用料及び賃借料でございますが、これは先ほどご説明いたしました患者様の待合所用のプレハブのレンタル料となっております。それから18番備品購入費でございますが、これが34万7000円で、これは発熱者を感知しますサーマルカメラの購入費として計上させていただいております。合計で119万1000円となっております。次に6ページの歳入をご覧ください。歳入でございますが、歳入といたしまして国の補助金がございますので、県を通じまして助成補助金を受けたいと思っております。これがなっております、先ほどご説明いたしました医療職に向けての5万円掛ける6名の30万円と、あと医療機関や薬局等における感染拡大防止等の支援事業としまして、感染症の院内等での感染拡大を防ぐためのものとして、サーモグラフィー1台30万7000円との合計を歳入とさせていただきます、補助金を計上させていただきます。トータルしまして、歳入歳出それぞれ119万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8249万4000円として計上させていただきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

### ●佐竹議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案90号について質疑を許します。質疑はありますか。

### ●佐竹議長

4番、原議員。

### ●原議員

今回提出されたコロナ感染症感染者等の偏見差別防止条例、これは、町長言われるように、いい条例を作っていただいたというようなコメントもあったというようにお聞きしました

が、あって悪くはない条例だというふうに私は思っております。ただ、この条例を作る際にですね、1つお聞きしますが、美郷町に人権施策推進基本方針というものがございます。これを参考にされて、この条例は作られましたか。どうでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

参考にというのは、どういうことかあれですけども、町の人権テーマ全体に関する方針としては、おっしゃるように、美郷町人権施策推進基本方針というものがあまして、平成31年の3月の議会で議決いただいております、この度の条例につきましては、この方針の趣旨を踏まえて、今回も制定したというふうに思っております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

町長がおっしゃる通りで、昨年ですね、改定して策定しております。この中にですね、当然、国が作ったいわゆる人権3法、障がい者の方々に対する法律、それからヘイトスピーチ、外国人に対する法律、それから部落差別解消推進法、同和問題に対する方々の法律これが出ております。町の基本方針の中でですね、この他にもですね、女性に対すとか、子どもに対して、高齢者に対してというものも含まれてございます。もう1つですね、今回、このコロナ感染症の関係、これに対してもですね、これちゃんと謳ってあるんですよ。町長が、今回このコロナのこれだけを特化してですね、条例をされるわけですが、これまで、2016年に、先ほどいった人権3法、国の方が法律で作りましたけれども、それに対しては、町としてこういった条例を作ってですね、対応してこなかったものを、なぜ今回に限って、このコロナに関してだけ対応されるのか、その辺のお考えはいかがですか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

前回の全員協議会でも申し上げましたが、今回のコロナに関わる差別というのは、いわば目の前で火事が起きていますので、最優先でやらなければいけないのは、どんな火事にも対応できるような、例えば防火体制というところに網をかけるのではなく、特化して目の前の火事を消したいという思いで、今回非常に深刻な状況が全国で伝えられておりますので、まずはコロナに特化して行いたい、そういうふうな趣旨ですので、他を横に置いてこれをやるとか、他より、他はどうでもいいからという、そういう趣旨ではありません、まさに目の前のこのコロナの差別被害というのは、法制度面でも当然手当ても何もされてないような状況でございますから、目の前の家事を消すというのが最優先だと考えて、今回挙げさしていただいております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

どちらにしても、この条例に関しては、差別、偏見を止めようという趣旨があるかというふうに思っておりますけれども、今火事の例えをされましたけど、目に見える火事とですね、ぼやというものもあるんです、火事の中にはね。見えない差別もあるんですよ。そういったもののために、国は法律を作ったわけですよ。それに対して、町は見えないからいいわ、これはこれでええだろうと。通常どおりでいいだろうというような対応が、2016年から4年間今まで続いておるわけですよ。それに関して、今回は、このコロナ条例、人権の関係する条例をこうやって作られたことによってですね、それらの条例、今後、作る考えはございますか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員おっしゃるようになりますね、法整備の面では同和問題につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律、平成28年12月。例えばハンセン病問題につきましては、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律といったものがございます。一方、新型コロナにつきましては、大きな社会問題になっておりますけれども、今年、突然突発的に出てきたものであり、法的な整備がないということで、先ほど申し上げた目の前の喫緊の課題にまず対応したいということでございます。一方で、冒頭言われたように人権施策推進基本方針というものも、時間をかけて策定をされております。全体の人権条例となりますと幅広いテーマとか、内容になりますし、それぞれの法令との関係とかあるいは基本方針との整合性の整備とかといった必要もございますので、ある程度の時間をかけての議論、あるいはそういうふうな機運の盛り上がりというものも重要ではないかと思っておりますので、そちらにつきましては、慌ててすぐに手をつけるというよりも慎重に検討して参りたいというふうに思います。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

今のちょっと、町長答弁はちょっと残念が気がします。毎日ですね、こういった同和問題に関しても、障がい者問題に関しても差別をされてですね、亡くなる方だっているわけです。実態としては。それが、ただ数が余りにも少ないために、目に見えるような状態の火事にはなっていないかもしれませんが、実際にその現実はある。そのために国は法律を作ったわけですよ。そのことを理解したらですね、今回、目に見えている火事だけを消すための条例を作るのであればそういったものに目を向けてですね、条例は作るべきだと思いますが、いかがですか。もう1回。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

先ほど申されましたように、町の人権全体のテーマに関しましては、美郷町人権施策推進基本方針というのがありますし、議会でも議決されております。私は他のものがどうのこの今申し上げておりませんで、新型コロナの差別被害、特にインターネットのものにつきましてはどうですか、啓発とか教育とか、町内への働きかけでは済まない。町外からの攻撃的なそういうふうなものもございますので、目の前の火事を消すということで、この条例を制定さしていただきたいということでございます。それで先ほど申し上げましたように、全体の人権条例になりますと、それぞれの整合性をとったり、あるいは基本方針との整理というものが必要でございますので、やはり時間をかけて、しっかり機運を盛り上げて、検討していくのが筋じゃないかなというふうに思います。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

大体、町長の考えが分かって、ちょっと残念なところもあるんですけども、先ほど私が言ったことはどうですか、やっぱり、きちっと考えていただいて、機運が盛り上がると思いますかね、これらの問題、機運が盛り上がるのに、何年、何世紀経てばいいんですか。そのところを教えてください。以上です。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

2番です。前回、全員協議会の時にも発言もし、お答えもいただいておりますが、改めて条例の提案ですので、確認の意味でさしていただきたいんですが、私、その時も申し上げましたが、コロナ問題に対する人権侵害を防止していく、あるいは解決していく上で、加害者に対する対応ですね、これが非常に大切じゃないかと。加害してる側もですね、みんな家族のことだとか、地域のことだとか心配して、色々やられている場合が多いですから、解決するのは非常に難しいんですけども、しかしそこに対してもきっちりとした対応をしないと、本当の解決はしないんじゃないかというのを、私自身もわからずかですが経験としてもですね、そこには悔いが残っておりますので、こういう人権侵害が起こった場合に、その加害者に対する対応ですね、対応についてもお願いをしたいということをおっしゃって、確認ですが第7条の後半にですね、3行ですが、当該人権侵害行為の防止または救済のため事案の内容に即して啓発、調査その他適切な措置を講ずるものとするというふうに記載がありますが、そういう加害者に対する対応というのは、この3行と言いますか、2行ここで読み取って、ここで対応していただけるという事でよろしいのでしょうか。確認の意味ですが。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

議員ご指摘の被害者というか、加害者の方の対応というところですけども、当然、被害者を生まないためには、まず加害者にならないために、まずはこういう条例を作った趣旨ついて、啓発をさせていただいて、正しくコロナ差別について、ご理解をいただくというところが、重要であろうかと思っております、そのご家族を守るためにということも理解できますけれども、まずは町民さん全体の方に対して普及啓発を図って、コロナ差別について、片寄った考え方ではなくて、正しい知識を持っていただくという普及の方に力を入れてまいりたいというふうに思っております。以上です。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

今のお答えで結構なんですけど、この事案の内容に即して、啓発、調査というふうにありますので、そういう加害者の方に対して、間違っていない場合もあると思うんですが、明らかに間違いだと、誤解だと、偏見だというふうに思われる場合は、そのことをきちっと啓発、正していくということだというふうに受けとめさせてもらいました。そういうふうにして、町が担当して解決をしたという事例についてはですね、やっぱり事例として、公表していくといいですかね、もちろん、プライバシーについては十分な注意をさせていただいてですが、こういうふうなことが起こったけど、こういうにして解決しましたという事例を一つ一つ公表していくことが、防止につながるというふうに思っておりますので、その点もお願いをして、私の意見とさせていただきます。

●佐竹議長

7番、岩根議員。

●岩根議員

条例、大変結構だと思いますけれども、これは今、町長言われた近々の課題であるということでもありますけれども、この条例をですね、いかに町民に浸透させるというのが一番大事じゃないかと。今までのことを考えてみますとですね、町がやってるのは、連合自治会を寄せて、会長でそこでおろして、そのまんまその人の自治会長任せというような状況になってるんじゃないかと思えます。しかし、この条例というのはですね、いつ誰がどこでということになりますとですね、単純にですね、そういう形の中の周知だけで終わっていいものかどうかということ。真剣にですね、これだけ議論しやってるわけですから、当然それなりなのですね、浸透、計画はあってしかるべきだと思いますけれども、それはいかがですか。

●佐竹議長

番外、教育長。



## ●阿川教育長

岩根議員さん、先ほどのご質問でございますけど、教育課の方からお答えをいたします。条例の制定に合わせまして、3点考えております。1点目は条例の制定合わせまして、動画の作成をいたしました。これはですね、大和小学校児童によります演劇クラブ、もう10年にもなりますけども、人権に関わる映画を撮影してこられました。これは、県の教育委員会でも非常に高い評価を得ておりますけども、今回もお願いをしたところ、喜んで子どもたち動画を、PR動画といいますか、啓発動画を作ってくれました。これは、ホームページと学校、色々な機会に流したいと思っております。短い、30秒ほどではございますけども、非常にこれはインパクトがあるかなと思っております。2点目は、ポスター、チラシこれを前回、山本議員さんにもご提案いただきましたけども、商店、お店の入り口とかですね、色々な施設に掲示をしたいと思っております。このポスターにつきましては、大和中学校、邑智中学校の生徒さんが書いてくれました。なかなか短い時間で、忙しい中でしたけども一生懸命書き、30展弱の作品の中から選んで、ポスターを幾つか作って、ほぼ完成をしておりますので、今回の制定に合わせて、貼り出したり、チラシを配ったりしたいと考えています。子どもたちには、正しい知識とかがないために、いじめとか差別とかいうようなことが起こります。やはり、正しい知識を子どもたちに指導していく。子どもたちの手による動画とかポスター、これがいい機会になるのではないかなと思っておりますので、子どもたちが、手本とするのはやはり大人ですので、この大人たちの啓発も考えております。12月に入りまして、公民館と地域の関係者の方に、県の方から人権同和教育課の方から講師を招いて、研修会を設け、やはり大人が手本となって、子どもたちに示すという、これの大切さをですね、条例の制定に合わせて行う予定にしております。以上であります。

## ●佐竹議長

7番、岩根議員。

## ●岩根議員

確かに、それぞれ大和小学校の演劇は、すごく素晴らしいと思うんですけども、実際はですね、家族等の噂が子どもに広がる。それがまた、だんだん地域に広がってくと、こういうこともあろうかと思えます。一番基本とするのはですね、大人をどう指導していくかということなんです。おじいさん、おばあさん、母親や父親は特にそうですね、それらが今言われるように、動画を見ることができのかどうかと。これも一つの問題があろうかと思えます。ただ単純にですね、研修会を開きますよと、出れる人はいいいけれども、出れないと言う。これが今までに色々な問題で、同和教育でもそうですね。来たい人は来て下さいよ。いついつ講演をしますよと言うけど、行く人は大体決まってるんです。行かない人をどうするかというのと一緒なんです。そこをですね、十分に理解をして、浸透させるというのをね、どのようにやって、各家庭で一人はその講演会でも何でも出ていくと。あるいは、各自治会ですね、連自治会じゃなくて、各自治会へ行けば、大体全戸出て来るんですよ。そういうことを家族一人一人が誰か1人は出ていただくような研修をぜひともやらないとで

すね、これは絵に描いた餅になってしまっでは、何の意味もありません。ですから、そこをしっかりとすね、やっていただきたいというように思います。以上です。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第90号の質疑を終わります。

続きまして議案第91号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

町には人事院会制度がありませんので、国なり県なりの勧告に基づいてすね、こういう対応をされてきたんだというふうに思いますが、私は、ここの美郷町の職員組合がすね、やっぱり、大変苦しんで苦渋の選択といたしますか、そういう決断をされての妥結に至ったものというふうに理解をしておりますが、私がお聞きしたいと思っておりますのは、期末手当が引き下げられるのは、10年ぶりなんすね。それから、この期末手当とそれから月々の給料すね。これが切り離されて勧告されたことは、今まで一度もないんです。勧告至上、勧告制度が始まってからすね、必ず給与と手当は一体で勧告されてきたんです。今回こういうことになったということについては、いろんな情報が流れておりまして、例えば臨時国会に合わせてすね、期末手当だけ急いで、先に出したのではないかというような情報まで流れておりますので、このなぜこの給与とすね、期末手当と分けて、この時期に条例提案されたのか。そのこの質問をさせていただきたいと思っております。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

中原議員のご質問です。この度の人事院勧告につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、期末手当の0.05月の引き下げ、それから、給料表につきましては、民間との差がほとんどないということで、改定しないという勧告だったというふうに認識しておりますので、この度は、期末手当の0.05月分の引き下げのみを提案をさせていただいたということでございます。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

従来ですと、基本給部分と合わせてすね、で決定をして、それで条例提案をすると。そして、既に例えば、これは増えた場合すね、あれですが、12月の給与が例え少額でも

増えたとすれば、その分は、後で手当ですと、こういう措置が取ってこられたんですが、なぜこの時期に先行して条例提案されたのかと、そこをちょっと。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

中原議員のご質問です。従来、給料表の引き上げ等を12月の定例会で提案をさせていただいておりました。これにつきましては、遡求ができるということで、引き上げの部分でございまして、遡求ができるので、この度は引き下げでございまして、期末手当の基準日であります12月1日に間に合うようにということで、この11月の臨時会での提案ということにさせていただきました。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

ということは、遡って上乗せをすることはいいんだけど、遡って削減するというのは忍びないと、平たくいうと、こういう事でいいんでしょうかね。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

おっしゃるとおりで、そのとおりでございます。

●佐竹議長

2番、中原議員。

●中原議員

これは、意見の部分にもなるかと思うので、本当は反対討論とかそういう場で行うべきことなんだろうが、時間の点もありますので申し上げますが、私、心配しておりますのは、この時期にですね、町の職員さんのボーナスを引き下げたということの影響がどう出るかという点ですね、私は町の職員さんも、このコロナ危機の元でですね、非常に例年経験したことのないような仕事をやって苦勞されてこられたと。ここの給与を、給与とか、今回はいわゆるボーナスですね、これ切り下げるといことなんですが、このことの影響は、例えば民間の介護施設、福祉施設、それから保育園、こういうところの職員さんの期末手当にも決していい影響を与えないと。否定的な影響がおよぶと。ですから、この間、施設の職員さんなんかでもですね、コロナ対策で、通常にも増して、ご苦勞が多かったと思うんですね。今でもそういうご苦勞が続いてるんですけども、そういう方々の期末手当の削減にですね、否定的な影響を与えるようなことがあってはならないというふうに考えておりますので、ちょっと納得しかねる点なので、意見になりましたけども、勘弁していただいて。

●佐竹議長

他に質疑がございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第91号の質疑を終わります。

ここで55分まで休憩をいたします。

(休憩 午前 10時 42分)

(再開 午前 10時 55分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

続きまして議案第92号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

マス村の関係でございますが、大体概要ご説明いただいて、分かったところでございますけれども、確認の意味で、まず最初にですね、しておきたいと思うんですが、課長言われたように、マス村の今回6名予定されてる方限定ということによろしいのか。ということですね。それともう1つは、3年を目的にされておりますけれども、これがなかった場合、これの返済計画は書いてありますけれども、この返済するのに当たってですね、奨励金、名前が支援金になったんですが、奨励金と同じだということですので、奨励金であれば返済をしていくのが、9万円出したら9万円を返すことが前提なんですけれども、それに基づいて3年間住めばそれは免除しますよということですよ。ですから、その3年間の間に、とりあえずは返済があるのかどうか。ちょっと確認させてください。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

原議員さんのご質問でございます。まず6名に限ったものかということでございますが、この支援につきましては、今回の推薦をいただいております6名に限った支援という形でございます。それから、もう1点の今の返還というところでございますけれども、今回のこれは3年間、技能実習終えていただければ全額免除ということですが、それを途中で終わられた場合については返還が生じるということで、この制度のところですね、この返還金の担保という形のを規定として盛り込みたいと思っております。この担保につきましては、技能実習に来られますと、実習開始の時点で、給料の方いただけるという形になっておりますけれども、そこで、毎月1万円ずつの納付の方をいただくという形で9カ月経ちますと、9万円という形で、ここは担保を取らせていただくと。1年間終わりましたら3万円、となりま

すけども、1年終わりましたら、その3万円を給付をさせていただきます。また1年終わりましたら3万円、最後終わりましたら、残りの3万円。で、トータル9万の方、全額免除という形で運用していきたいと考えております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

それじゃあ、さっきの概要、説明書の返還の式がありましたけど、これは逆ですね。2年2カ月あったら6万5000円をマイナスしてありますけれども、これは計算上同じことだと思うんですけども。逆にその分だけはお返しするという形ですよ。返還をしてもらうじゃなくて、返還してもらうですよ。どういうことかいな。2万5000円ほど支払うような格好になっていますけれども、この辺ところが、ちょっとさっき言ったように、返還があって担保しとお返しするのか、もう向こうから3年間経った時に、途中で帰られた時に支払っていただくのか。返していただくのか。いうところではですね、ちょっと考え方が変わってきました、もし、返していただくということになれば、何か保証人的なものが要るのかな、マス村の村長さんが保証になるのかなというようなことが、ちょっと考えがあったもんでお聞きしたんですが、その辺は、だから間違いないですね。それで、6人限定。はい。分かりました。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

少し6名限定というところに補足をさせていただきますと、全員協議会の時には、奨学金制度というような言葉遣いをさせていただきました。それで、奨学金制度で検討しとったんですけども、奨学金制度、美郷町でもふるさと奨学金制度、子どもたちにやっていますけども、そういう制度にしますと、1つが基金を作らなきゃいけない。それと条例化しなきゃいけないということで、かなり大がかりになると、それを制定した以上は、期間を限定しない限りは恒久化した制度なってしまいますので、それであれば今回の気持ちとしては奨学金制度であることには変わりはないんですけども、概要、趣旨としてはですね、ただ、恒久化じゃないというような意味で、今回のような形の就学支援金という制度にしておりますので、基本的には、一時的な緊急支援金という位置づけでお考えいただければというふうには思っております。もちろん、コロナですので、前代未聞の出来事が今あちこちで起こっておりますから、今後の情勢次第ではまた違うご相談させていただくこともあるかもしれませんが、今回は6名限定というふうにご考えております。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

内容は分かりました。ただ、これは当然条例までいきませんが、要綱は作られるわ

けですね。要綱の中には、そういったことも全部記載されるということでよろしゅうございますね。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

原議員のご質問でございます。こちらの方は、要綱の方を制定さしていただいております。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第92号の質疑を終わります。

続きまして議案第93号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

すいません。私が、聞き漏らしたのかもしれませんが、プレハブとかサーモグラフィーとかいう事がありました。これは、どこに設置されるのでしょうか。

●佐竹議長

健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

今、原議員のご質問でございますが、現在のところ考えておりますのが、大和診療所の横庭か、裏庭の方を今ちょっと検討中でございます。大和診療所の建物の後ろ側の横の方に。

(サーモグラフィーはとの声)

●松嶋健康福祉課長

サーモグラフィー、すいません。今のは、プレハブの建物で、サーモグラフィーについては、玄関、診療所の入り口のところに設置する予定でございます。

●佐竹議長

4番、原議員。

●原議員

分かりました。熱が出てですね、今、病院に先に電話して、熱が出ているんだけど、どうだろうかと言って電話をしますね。その時には、病院の方から、はいじゃあそのプレハブを作っておるんで、そのプレハブの中で、プレハブへ来てくださいというような形になるわけですね。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

発熱があったら、最近、毎週 I P 放送も流しておりますけれど、国や県からのご指導もありまして、事前に発熱がある方は電話をしていただきます。電話でご相談があった場合は、他の患者さんとの感染の予防もありますので、いつ頃来てくださいということで、ご指定して、車で来られた方は車で、余り待つ時間がないように、ご説明した上で車で来ていただいて、車でちょっと待っていただいてその対応するというので、その検査等がもし、インフルとかですよ、ある場合でしたら、待合所で、その検査をしたり、診察をするということに考えております。で、車で来られない方に関しては、時間を一応ご説明して、先ほど言ったプレハブの建物で待っていただくということに考えております。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第 9 3 号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

次に議案第 9 0 号から議案第 9 3 号までの議案 4 件について、一括討論に入ります。

討論のある方は、議案番号示してからお願いします。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

はじめに議案第 9 0 号、美郷町新型コロナウイルス感染症感染者等の差別、偏見等防止条例の制定について原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第 9 1 号、美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●佐竹議長

挙手多数でございます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第92号令和2年度美郷町一般会計補正予算第11号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第93号、令和2年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じるとともに、令和2年度美郷町議会第4回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 11時 8分)